ごみ・くらし

ごみの分け方・出し方

問 環境衛生課 ☎62-1132　城川支所 生活福祉課 ☎82-1115
明浜支所 生活福祉課 ☎64-1282　三瓶支所 生活福祉課 ☎33-1113
野村支所 生活福祉課 ☎72-1113

適正な分け方・出し方で、資源化できるごみが増えます。みんなで取り組みましょう。

ごみの詳しい分け方・出し方は、この分類表に載っています。分類表は複数年で更新されます。

各町(地区)で収集日が異なります。ごみ収集カレンダーでご確認ください。
※ごみ収集カレンダーは毎年3月に各世帯へ配られます

おもな注意点

もやすごみ
革製品、ぬいぐるみ、汚れた紙類、使い捨てカイロなど、再資源化ができない燃えるごみをいいます。
市指定のごみ袋に入れて出します。

生ごみは水気を切る

紙類

紙袋にまとめる

他の雑誌類とまとめる

プラスチック製容器包装

プラ　このマークがついたものが対象です。

汚れを落とす
洗えない場合はもやすごみ

発泡スチロール
他のプラスチック類とは別にする

ペットボトルの出し方が変わりました(平成29年4月～)
ペットボトルは無色透明の袋に入れる

古着・古布類

古着などもリサイクル可
もやすごみではなく、古着・古布類として出す

粗大ごみ
粗大ごみは、45リットルサイズ(市指定ごみ袋大のサイズ)に入らない物が対象です。ごみ収集カレンダーを参考に、指定の場所に出しましょう
※手数料がかかります

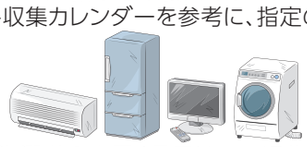

エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機の家電4品目は市で収集していません。家電製品小売店に引き取りを依頼してください。

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用

家電リサイクルの詳細については、「家電リサイクル券センター」のホームページを参照ください。
ホームページ→http://www.rkc.aeha.or.jp

〈広告〉

株式会社 宇都宮清掃社
西予市三瓶町朝立7-50-1
TEL.0894-33-1618 FAX兼用
事業内容
・西予市三瓶町委託　一般廃棄物収集運搬業
・産業廃棄物収集運搬業　【許可番号　3813103144】
・産業廃棄物処分業　【許可番号　3823103144】
・特別管理産業廃棄物収集運搬業【許可番号　3853103144】
・一般貨物自動車運送業

食器などの
持込みは現金買取！
土・日も受入OK!
受入時間 9:00～18:00
食器・調理器具 買取ります!
【壊れていてもOK!】調理器具【未使用品】ギフト品
【使用後でもOK!壊れていないもの】
文房具・雑貨・食器類・バック・靴・掛時計・置時計・手工具
農工具・花瓶・釣竿・リール・みかんキャリー・パイプいす
クーラーボックス・水槽・楽器・レコードプレイヤー・自転車
空気入れ・ヘルメット(バイク用)・ゴルフクラブ
お気軽にお問い合わせ・お持ち込みください！
不要品の引取り・買取・販売　古物商 第821140000192号
〒797-0046 西予市宇和町上松葉325-5
ポンコツ屋 TEL0894-62-4732「ポンコツ屋」で検索!!

1705西予市(SG23)行政最終.indd　81　2017/04/19　14:45:41

分別ができていないと、収集できません

もやすごみ袋の中にペットボトルや缶が混ざっていたり、収集日が違う日にごみが出されていたりした場合、このようなシールがごみや袋に貼り付けてあります。ごみを出した人に責任があります。間違ったごみ出しをした場合は、適正な分別を行い、出し直すようお願いします。

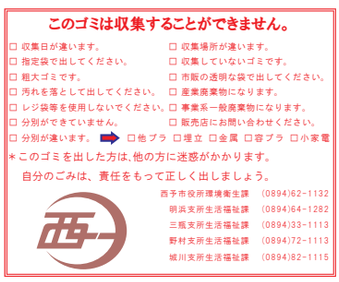

火災と紛らわしい行為の届出

火災と紛らわしい行為をしようとする場合、あらかじめ届出が必要です。

なお、この届出は消防機関が火災と間違わないための届出であり、許可ではありません。

届出先　西予市消防署☎62-0119・野村支署☎72-0119

屋外で燃焼行為を行う場合は、市に連絡してください。

問 環境衛生課　☎ 62-1132

ふれあい収集

高齢者または障がい者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、ごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者または障がい者がいる世帯に、家庭ごみを戸別に訪問して収集する「ふれあい収集」を行います。対象世帯は次のとおり。

- 高齢者　おおむね65歳以上で、支援または介護を要する人
- 障がい者　障がい者で、支援または介護を要する人
- ステーションまでごみを持ち出すことが困難な人で、親族や近所の人からごみ出しの協力が得られない世帯

※申請は、親族、担当のケアマネージャー、ヘルパーさんからでも可能です

※1回あたりの収集につき、100円の手数料が必要です

詳しくは環境衛生課・各支所生活福祉課にお問い合わせください。

野焼き・不法投棄は犯罪

どちらも5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金。自己所有地や借地であってもごみをみだらに捨てるのは不法投棄

生ごみ処理機(容器)設置に補助金

生ごみ処理機(容器)設置補助金

種類	補助金限度額	補助対象期間(1世帯あたり)
電気式生ごみ処理機	2万円	5年間に1基
手動式生ごみ処理機	5,000円	5年間に2基
コンポスト	3,000円	3年間に2基
ぼかし用バケツ	1,000円	3年間に2基

本体価格の1/2以内(100円未満切り捨て)

もやすごみの経費削減になります。

問 環境衛生課　☎ 62-1132

〈広告〉

事業系可燃ごみの収集運搬のことなら

当社は事業系可燃ごみの収集運搬業許可業者です。
お気軽にご相談ください。

一般廃棄物収集運搬
産業廃棄物収集運搬
事業系可燃ごみ収集運搬

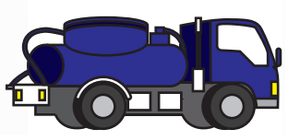

し尿収集運搬
浄化槽清掃
浄化槽保守点検管理

西予市野村町阿下5-334

有限会社 滝野産業　TEL(0894)72-0439　FAX(0894)72-3549

1705西予市(SG23)行政最終.indd　82　2017/04/19　14:45:42

金属商品を買取リサイクル

★ISO14001　ISO27001認証取得　★愛媛県優良循環型企業認定

未来の世代へ 金属リサイクルの事業を通じて
この豊かな自然を守りたい・・・

四国最大級のリサイクル能力

リサイクルの無料プランニング・無料出張見積

資源全般の高価買取します

■鉄・アルミ・銅・ステン・電線　他　■機械・農機・重機・机・棚・缶・パソコン・OA機器　他

迅速 引取・撤去可　持込歓迎

8年以上使用の中古車, 廃車の高価買取(無料査定)

EcoReTec®
金城産業株式会社

松山市北吉田町349-1 TEL.089-972-3303

南予地区　西予リサイクルセンター(宇和町)　TEL.0894-69-1687

金城産業　検索　http://www.eco-kaneshiro.com

環境省 経済産業省(大臣認定 第8号) 小型家電リサイクル法 認定事業所

スッキリ

地球にやさしい
エコな暮らしを応援します。

紙のリサイクル

●持込み大歓迎
新聞・雑誌・段ボール・オフィス古紙
トイレットペーパーと交換いたします！

古着のリサイクル

古着リサイクル計画
フックル
FURUGI RECYCLE

機密書類のリサイクル処理　●出張細断 ●引取細断 ●持込細断 ●溶解処理

紙のリサイクルパートナー
株式会社カネシロ
〈本社〉〒791-0054 愛媛県松山市空港通5丁目7番2号 TEL. 089-973-2480

西予リサイクルセンター
〒797-0029 愛媛県西予市宇和町永長1541-1
TEL.0894-69-1666
2016年12月 一般廃棄物処理施設許可取得

ISO:14001認証
カネシログループ(東京支店除く)
ISO:27001認証
本社・シュレッドルーム・東京支店

１７０５西予市(SG23)行政最終.indd　83　2017/04/19　14:45:47

水道

問 水道課 ☎62-6411
明浜支所 産業建設課 ☎64-1287
野村支所 産業建設課 ☎72-1115
城川支所 産業建設課 ☎82-1116
三瓶支所 産業建設課 ☎33-1115

使用開始・停止するときは届出を

次のようなときは、水道課、または各支所産業建設課までお越しください。

- 新たに水道を使用するとき
- 引っ越しのとき
- 使用者や所有者が変わったとき
- 水道を止めたいとき

持ち物▶ 印鑑

※事前に連絡しておけば、手続きがスムーズです。どうしても来れない場合は、ご連絡ください

水道料金の支払いは、「口座振替」が便利

各金融機関、または郵便局でお申し込みください。「口座振替依頼書」は、水道課、各支所産業建設課および、市内の金融機関にあります。

取扱金融機関▶

伊予銀行・愛媛銀行・宇和島信用金庫・愛媛信用金庫・西宇和農業協同組合・東宇和農業協同組合・ゆうちょ銀行・郵便局・愛媛県信用漁業協同組合連合会（八幡浜漁業協同組合三瓶支所・明浜漁業協同組合）

手続きに必要なもの▶

通帳、通帳届出印

※指定納期限内に水道料金の支払いがない場合、給水を停止することがあります。ご注意ください

検針にご協力を

2カ月に1回、水道メーターの検針を行います。メーターボックス付近に物を置いたり、近くに犬をつないだりしないでください。家の増改築などでメーターボックスが屋内や床下になるときは、検針しやすい場所に移設してください。（移設費用は個人負担）

漏水に注意

家中の蛇口を全て閉めてから、水道メーターを見てください。星形のパイロットか1リットル針が動いていたら、漏水の可能性があります。市指定給水装置工事事業者で早めに修理してください。（修理費用は個人負担）

時々、水道メーターを確認する習慣をつけてください。

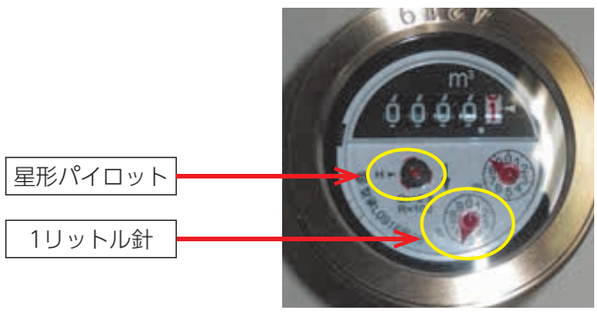

漏水した場合、減免の対象となることがあります

次の全てに該当する場合

- 漏水した月の使用水量が、正常な使用水量の1.5倍以上ある
- 給水管などの破損による漏水で、通常その発見が難しいもの
- 不可抗力の原因であると認めたとき

減免の金額は、漏水した月の使用水量から正常な使用水量を引いた水量の2分の1です。

メーター器の取り替え

計器の誤差をなくすため、有効期間が決められています。取り換えの際は、業者が訪問します。ご協力ください。

水道が故障したとき

市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。（修理費用は個人負担）

市指定給水装置工事事業者については、水道課または各支所産業建設課にお問い合わせください。

〈広告〉

水まわりの工事・リフォームは、地元組合加盟の指定水道工事店へ

西予環境設備協同組合
西予市宇和町稲生38-1
TEL(0894)62-0447

井上水道
西予市野村町阿下8-314
TEL(0894)72-2217

㈱宇和水道
西予市宇和町稲生48-3
TEL(0894)62-0275

㈲亀嶋設備
西予市三瓶町二及2-344-1
TEL(0894)33-2009

久保田水道㈲
西予市三瓶町津布理2845-1
TEL(0894)33-3087

産光環境設備㈲
西予市野村町野村3-259
TEL(0894)72-0340

三和建設㈲
西予市野村町高瀬2057
TEL(0894)72-3440

清水住設
西予市宇和町下松葉140-28
TEL(0894)62-3274

㈲清家水道
西予市野村町野村12-41-1
TEL(0894)72-0267

㈲土居原設備
西予市野村町野村2-205-6
TEL(0894)72-2071

㈲林建材水道
西予市野村町野村3-3
TEL(0894)72-0369

平野建設㈱
西予市明浜町田之浜甲158
TEL(0894)64-0188

㈲藤原建設
西予市城川町古市137
TEL(0894)83-0135

㈲ライフシステム
西予市城川町下相674-1
TEL(0894)82-1133

1705西予市(SG23)行政最終.indd 84 2017/04/19 14:45:48

下水道

問 下水道課　☎ 62-6495

きれいな水で、快適なくらしを

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設。市の生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽（合併処理浄化槽）で処理しています。

このようなときは届出を

次のようなときは、下水道課までご確認ください。

- 新たに下水道を使用するとき
- 引っ越しのとき
- 使用者や所有者が変わったとき
- 使用を中止・廃止したいとき
- 引き落とし口座を変更したいとき
- 井戸水を使い、その汚水を下水道へ排水している人で使用人数に変更があるとき

持ち物▶　印鑑

接続方法・接続奨励金

下水道へ接続するには、下水道が整備された区域内で、受益者負担金を納め、公共ますを敷地内に設置する必要があります。負担金は公共ます1個を1口とし、18万円/口（宇和処理区）15万円/口（野村処理区）です。供用開始から3年以内に申請・接続をすると接続奨励金として最大4万円の奨励金を受けられます。詳しくはお問い合わせください。

使用料

下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担するもので、使用水量に応じて算定。使用料の支払いは毎月、上水道の料金と一緒に請求されます。（口座振替が便利）

基本使用料		従量使用料	
汚水量	料金（税込）	汚水量	料金（税込）/1tにつき
8tまで	702円	8tを超え20tまで	151.2円
		20tを超えるもの	162円

排水設備工事・維持管理

家庭内の雑排水（台所、風呂、水洗トイレなどの汚水）を下水道に流すために設置された排水管などの施設を排水設備といいます。下水道の供用開始後、排水設備の工事を行うことで、下水道に接続し生活排水を流すことができます。（排水設備工事・維持管理は個人負担）

排水設備（分流式下水道の場合）

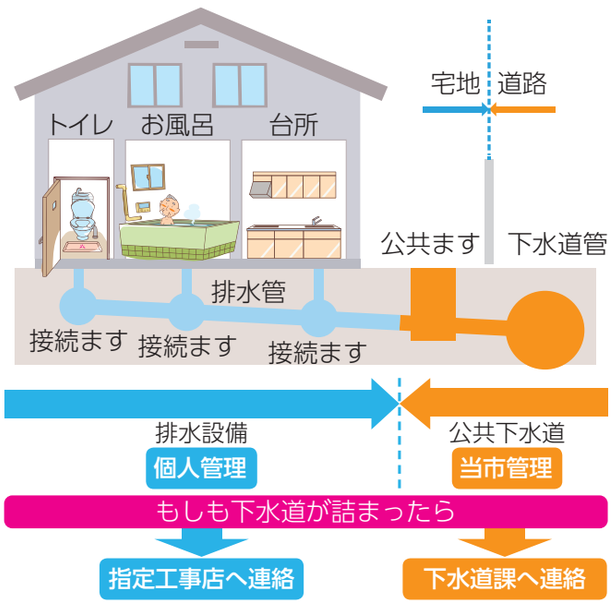

もしも、下水管が詰まったら…
排水設備のトラブル→指定工事店へ
下水道管本管のトラブル→下水道課へ
※指定工事店についてはお問い合わせください

〈広告〉

有限会社
ライフシステム
上下水道・給排水・空調・設備工事
浄化槽保守点検
〒797-1717 西予市城川町下相674-1
TEL 0894-82-1133
FAX 0894-82-0042
携帯 090-4977-8150
E-Mail lifesystem@md.pikara.ne.jp

水周りの事なら
おまかせ下さい
有限会社
亀嶋設備
代表取締役 亀嶋 貴夫
西予市三瓶町二及2-344-1
TEL.0894-33-2009

◎下水道工事
◎給排水設備工事
◎水廻りの修理
中野水道
西予市宇和町明石1017-1
TEL.0894-62-4102
FAX.0894-62-6936

1705西予市(SG23)行政最終.indd　85　2017/04/19　14:45:51

農業集落排水

問 下水道課　☎ 62-6495

農業集落排水は、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的に、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設です。

対象区域

宇和町▶　永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間
野村町▶　長谷、阿下、岡成

接続方法

整備された区域内で、分担金を納め、公共ますを敷地内に設置する必要があります。一般家庭の分担金は公共ます1個を1口とし、20万円/口です。
公共ますの設置後、市指定工事店で、宅内排水設備工事をすると使用可能になります。(工事費自己負担)
公共ますの有無や本管の整備状況、市指定工事店など詳しくはお問い合わせください。

使用料

1カ月の基本使用料(税込)	
一般家庭	1,540円
店舗兼住宅	2,050円
店舗	5,140円
使用者1人につき	360円加算

一般家庭の料金表						
使用者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
使用料金	1,900円	2,260円	2,620円	2,980円	3,340円	3,700円

維持管理

台所の流しから家の外につながっているますをクリーンますといいます。
月に1～2回程度の清掃が必要です。

浄化槽設置に補助金

問 下水道課　☎ 62-6495

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する人に設置費用を補助しています。(予算の範囲内)

対象区域

市内全域。公共下水道事業計画区域、農業集落排水供用(計画)区域、およびその他の公的補助が交付される区域は除きます。

補助金額

- 5人槽…20万4,000円
- 7人槽…24万6,000円
- 10人槽…32万1,000円

申請の注意点

- 申請は必ず浄化槽の設置前に
- 工事は、申請した年度内に完了する必要があります
- 補助基数に限りがあり、受け付けできない場合があります

維持管理

設置後、保守点検・清掃・水質の法定検査を行う義務があります。

浄化槽の休止

長期間使用しない浄化槽は休止することができます。休止すれば、保守点検・清掃・法定検査を受ける必要はありません。

し尿処理

問 環境衛生課　☎ 62-1132　西予市衛生センター　☎ 62-6771

し尿・浄化槽汚泥のくみ取り

市で許可した業者が行っています。許可業者へ直接ご連絡ください。くみ取りの日程は、処理を行っている西予市衛生センターの搬入に併せ、土・日および12月29日～翌年1月3日までを除いた日です。
料金は、直接依頼業者へ。許可業者についてはお問い合わせください。

西予市衛生センター

し尿や浄化槽汚泥を1日45kℓ処理できる施設で、衛生的で効率的なし尿処理を行っています。また、処理過程で発生する汚泥を助熱剤化したりするなど、資源循環型社会に対応しています。

火葬場

使用の際は、市民課または各支所生活福祉課で死亡診断書を提出し、埋火葬許可証と火葬場使用許可書の交付を受けてください。休日の場合は、本庁・各支所の日直が対応します。

火葬場一覧

施設名称	所在地	電話番号
宇和光浄苑	宇和町皆田1573	☎62-2205
野村浄香苑	野村町野村8-313	☎72-1113(野村支所生活福祉課)
城川帰楽苑	城川町魚成4791	☎82-1077
三瓶清流苑	三瓶町津布理字黒田1470-1	☎33-3550

※野村浄香苑は電話を設置していないため、野村支所生活福祉課へお問い合わせください

〈広告〉
■し尿くみ取り
■浄化槽清掃・管理
■排水管つまり等もご相談ください

宇和衛生(有)
取締役 藤井 琢也
宇和町卯之町3-360
(旧NTT前)
TEL.0894-62-5862
FAX.0894-62-6253

1705西予市(SG23)行政最終.indd　86　2017/04/20　14:28:39

ペット

問 環境衛生課 ☎62-1132　野村支所 生活福祉課 ☎72-1113　三瓶支所 生活福祉課 ☎33-1113
明浜支所 生活福祉課 ☎64-1282　城川支所 生活福祉課 ☎82-1115

ペットは愛情と責任を持って飼いましょう。

不適切な飼い方による、糞尿・悪臭・鳴き声・放し飼いなどの苦情が寄せられています。飼い主の人は次のことについて心掛けましょう。

犬は…

- 放し飼いをしない
- 糞尿は責任を持って始末をする
- 充分な運動をさせて無駄吠えを防止する
- 適切な頭数を飼う

猫は…

- 室内で飼う
- 迷子札（身元の表示）をつける
- 不妊・去勢の手術を受けさせる
- 野良猫に餌を与えない

不明犬・猫のお問い合わせ

不明になった犬・猫の情報は、環境衛生課・各支所生活福祉課までお問い合わせください。

犬の登録・狂犬病予防接種

犬を飼った

登録を申請　鑑札の交付

30日以内
（生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日）

登録は犬の生涯に一度です

登録手数料 3,000円

犬が生後91日以上になったら

狂犬病予防注射

年に1回は予防接種を受けましょう。

犬が死亡した

死亡届出書を提出

30日以内

必要なもの
鑑札・注射済票

登録手続きができる場所	予防接種ができる場所および予防接種料（予防注射済票交付手数料を含む）	提出先
1 環境衛生課・各支所生活福祉課 窓口（随時） 2 集合注射会場（毎年4月ごろ）	1 市が行う集合注射会場 2 動物病院 接種を希望する病院に直接お問い合わせください。	環境衛生課 各支所生活福祉課

飼い犬・飼い猫の引き取り

引き取りは有料です。

- 犬の場合は登録されていることが条件
- 生後91日以上の犬または猫1頭（匹）につき2,000円
- 生後90日以下の犬または猫1頭（匹）につき　400円

近所や知り合い、友人などで飼ってくれる人がいないか探すなど、引き取りを依頼する前に、飼い続ける方法がないかもう一度考えてください。

野犬対策

野犬、放し飼いなど犬に関する苦情については、環境衛生課・各支所生活福祉課に相談してください。

〈広告〉

みやおか動物病院
診療時間　AM9:00～12:00 PM3:00～ 7:00
休診日　日曜日・祝日
西予市宇和町卯之町5-419-1
☎0894-62-6232

１７０５西予市(SG23)行政最終.indd　87　2017/04/20　14:28:42

契約トラブルなどの相談は、消費生活センターへ

問 西予市消費生活センター（市役所経済振興課内）
☎ 62-1285

契約トラブルや架空請求など、消費生活全般に関する相談を受け付けています。専門の相談員が、公正な立場で対応します。
困ったことは消費生活センターへご相談ください。

こんな電話は詐欺です

手口が巧妙化しています。
電話で次のような言葉が出たら、１人で悩まず、必ず警察に通報してください。
知り合いや市職員などを名乗ってきた場合は、本人や市役所へ確認をしてください。

問 西予警察署 ☎ 62-0110

１７０５西予市(SG23)行政最終.indd 88 2017/04/19 14:45:56